

## 伊丹市社会福祉事業団 一般事業主行動計画【女性活躍推進法】

(目的)

職場における女性の更なる飛躍を目指し、就業継続しやすい職場環境の整備に取り組む

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成31年3月31日までの2年間

2. 内容

**目標1**：妊娠中の女性社員や産休・育児休暇を取得した女性社員が不安なく業務に復帰できる職場環境を目指す。取り組みの一つとして、現在、0%である出産を控えた非正規社員の育児休業取得率を10%に向上させる

【取り組み1】

管理職に対して、妊娠中や子育て期の社員への法的配慮事項に関する研修等を実施する

【取り組み2】

育児・介護休業法に基づく社内の各種諸制度の再整備を進め、その積極的・弾力的な利用に関してソフト面【人】・ハード面【制度】を醸成させる

**目標2**：男女及び正規非正規社員を問わず、育児と仕事の両立支援と、育児休業からの早期復職支援に向けた職場環境の構築、風土の醸成を行う

【取り組み1】

短時間正社員制度の導入や時間単位の有休休暇取得等を目指し、社内制度の再整備を行う

【取り組み2】

全社員のワーク・ライフ・バランスやキャリア意識の醸成を推進する為、社内会議・労働組合との協議・社内広報等により意識改革を行う